

広報とやま 令和4年(2022年)11月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

古い灯油を使用せず、灯油の保管方法には注意しましょう。



【相談例】

- **例①**
石油ストーブを購入して2日後、消火しようとした際に、操作つまみが上がらず、緊急消火ボタンも作動しなかったため新品と交換してもらった。3カ月後にも同じように消火できなくなり、販売店を呼び消火してもらった。販売店からは、昨シーズンの灯油を使ったことが原因ではないかと言われた。
- **例②**
石油ファンヒーターに、保管していた灯油を入れたところ、エラー表示が出た。メーカーに問い合わせたところ、「灯油に水分が含まれていたためエラー表示が出た。部品交換が必要。」と言われた。



【アドバイス】

- 灯油を保管するときは、灯油専用容器に入れ、日光や雨の当たらない場所に置きましょう。保管方法を誤ると日光や熱による変質、水や異種の油などの混入により「不良灯油」になることがあります。
- 不良灯油を石油暖房機器に使用すると、少量でも異常燃焼や機器の故障につながり危険です。
- シーズン中に使い切れなかった場合や、長期保管し変質の可能性がある灯油は決して使用せず、購入した石油販売店に相談するなどして安全に廃棄しましょう。

相談受付時間 (月)～(金) 10:00～17:30 (電話相談は9:00～17:30)

※(祝)、年末年始およびCiC休館日は除く。

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047